

(平成26年10月16日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認東北地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

厚生年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 5件

## 東北（山形）厚生年金 事案 3541

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、株式会社B）における資格取得日に係る記録を平成5年9月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年9月21日から同年10月1日まで

私は、平成5年9月21日にC株式会社からA株式会社に転籍したものの、継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

株式会社Bの回答、同僚の証言及び申立人の雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間においてA株式会社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、株式会社Bの元人事担当者は、A株式会社がC株式会社から分社し独立した際に同社から転籍した従業員は、全員が一日の空白も無く継続して勤務したとしている上、申立期間の厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失に係る届出を誤ったと思われる旨証言している。

さらに、株式会社Bは、保険料控除が確認できる資料は無いが、当時も本社一括で給与計算を行っていたので、申立期間の給与から厚生年金保険料を控除していたはずである旨回答している。

一方、オンライン記録によると、A株式会社は、平成5年10月1日（現在は、平成5年9月21日に訂正）に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所となっていないが、同社の商業登記簿謄本により、同社は昭和60年3月30日に設立されていることが確認

できることから、申立期間において厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A株式会社において申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における平成5年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、上記のとおり、A株式会社は申立期間において適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和26年1月1日、資格喪失日は27年2月4日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、3,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和5年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和26年1月1日から28年10月1日まで

私は、申立期間当時、A社に正社員として勤務し、事務を担当していたが、厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

A社には2年半は勤務したと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によれば、申立人と同姓同名かつ同一の生年月日の者で、資格取得日が昭和26年1月1日と記載され、資格喪失日が記載されていない基礎年金番号に未統合の被保険者記録が確認できる。

また、申立期間当時の事業主の子から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険標準報酬決定通知書及び複数の同僚の証言により、申立人がA社に勤務していたことが推認できる。

さらに、当該未統合の被保険者記録における厚生年金保険被保険者記号番号は、申立期間前に勤務した事業所において申立人に対して払い出され、既に申立人の基礎年金番号に統合されている記号番号と同じであることから、当該未統合の被保険者記録は申立人の被保険者記録であることが認められる。

一方、当該未統合記録は、前述のとおり資格喪失日の記載が確認できな

いところ、上記被保険者名簿の申立人に係る被保険者記録の備考欄には、不鮮明ではあるものの、資格喪失日を昭和 27 年 2 月 4 日とする変更が行われたと考えられる記載があること、及び複数の同僚等の証言から、申立人は、少なくとも同年 2 月 3 日までは A 社に勤務していたことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の A 社における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和 26 年 1 月 1 日、資格喪失日は 27 年 2 月 4 日とすることが妥当である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、A 社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に記載されている申立人の被保険者資格取得時の記録から、3,000 円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち昭和 27 年 2 月 4 日から 28 年 10 月 1 日までについては、同僚から、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除等についての具体的な証言を得ることはできない上、A 社は厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も既に亡くなっていることから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除等について確認することができない。

このほか、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B営業所（厚生年金保険の適用事業所名は、A株式会社）における資格取得日に係る記録を昭和47年7月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月30日から同年8月1日まで  
昭和47年3月27日にA株式会社C事業所（現在は、株式会社D）に入社し、研修を終了した後同社B営業所に配属された。  
昭和47年11月30日に退職するまで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主の回答、複数の同僚の証言及び同僚の厚生年金保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、A株式会社に継続して勤務し（A株式会社C事業所から同社B営業所へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、事業主は資料が無く不明としているものの、申立人及び複数の同僚の証言から、申立人は、申立期間当時はA株式会社B営業所に勤務していたことが推認できる上、事業主は、申立人は退職するまで1日も空くことなく勤務していたとしていることから、昭和47年7月30日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額は、A株式会社B営業所の事業所別被保険者名簿における資格取得時（昭和47年8月1日）の記録から4万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 東北（山形）厚生年金 事案 3547

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B営業所（厚生年金保険の適用事業所名は、A株式会社）における資格取得日に係る記録を昭和47年7月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月30日から同年8月1日まで  
昭和47年3月27日にA株式会社C事業所（現在は、株式会社D）に入社し、研修を終了した後同社B営業所に配属された。  
昭和48年3月31日に退職するまで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

事業主の回答、複数の同僚の証言及び同僚の厚生年金保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、A株式会社に継続して勤務し（A株式会社C事業所から同社B営業所へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、事業主は資料が無く不明としているものの、申立人及び複数の同僚の証言から、申立人は、申立期間当時はA株式会社B営業所に勤務していたことが推認できる上、事業主は、申立人は退職するまで1日も空くことなく勤務していたとしていることから、昭和47年7月30日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額は、A株式会社B営業所の事業所別被保険者名簿における資格取得時（昭和47年8月1日）の記録から5万2,000円とすることが妥当である。



なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているものの、申立人に係る A 株式会社 B 営業所における厚生年金保険の被保険者資格取得日が雇用保険の被保険者資格取得日と同日となっており、社会保険事務所（当時）及び公共職業安定所の双方が誤って同じ資格取得日を記録したとは考え難いことから、事業主が昭和 47 年 8 月 1 日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 7 月分の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B営業所（厚生年金保険の適用事業所名は、A株式会社）における資格取得日に係る記録を昭和47年7月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月30日から同年8月1日まで  
昭和47年3月27日にA株式会社C事業所（現在は、株式会社D）に入社し、研修を終了した後同社B営業所に配属された。  
昭和48年3月31日に退職するまで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主の回答、複数の同僚の証言及び同僚の厚生年金保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、A株式会社に継続して勤務し（A株式会社C事業所から同社B営業所へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、事業主は資料が無く不明としているものの、申立人及び複数の同僚の証言から、申立人は、申立期間当時はA株式会社B営業所に勤務していたことが推認できる上、事業主は、申立人は退職するまで1日も空くことなく勤務していたとしていることから、昭和47年7月30日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額は、A株式会社B営業所の事業所別被保険者名簿における資格取得時（昭和47年8月1日）の記録から4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているものの、申立人に係る A 株式会社 B 営業所における厚生年金保険の被保険者資格取得日が雇用保険の被保険者資格取得日と同日となっており、社会保険事務所（当時）及び公共職業安定所の双方が誤って同じ資格取得日を記録したとは考え難いことから、事業主が昭和 47 年 8 月 1 日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 7 月分の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年9月30日から同年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を同年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和46年10月1日から同年11月1日までの期間に係る厚生年金保険料を株式会社B（現在は、株式会社C）の事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の同社における資格取得日に係る記録を同年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月30日から同年11月1日まで  
年金記録を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無かった。昭和45年10月1日にA社に採用され、46年10月1日に同社のD部門が独立して株式会社Bとなったが、継続して勤務していたので、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和46年9月30日から同年10月1日までの期間について、株式会社Bの設立当時の事業主及び申立人と同様にA社から株式会社Bに移籍したとする複数の同僚の証言により、申立人は、当該期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、上記の事業主及び複数の同僚は、当該期間において勤務地及び業

務内容等に変更は無く、厚生年金保険料についても給与から控除されていた旨証言している。

さらに、申立人と同様にA社から株式会社Bに移籍したとする同僚から提出された給料支払明細書によると、当該期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿における資格喪失時（昭和46年8月）の記録から、6万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散しており、当時の役員及び解散時の清算人も亡くなっていることから確認することはできないが、事業主が申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格喪失日を昭和46年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年9月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間のうち、昭和46年10月1日から同年11月1日までの期間について、雇用保険の被保険者記録、株式会社Bの設立当時の事業主及び申立人と同様にA社から株式会社Bに移籍したとする複数の同僚の証言により、申立人は、当該期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様にA社から株式会社Bに移籍したとする同僚が所持していた給料支払明細書によると、当該期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、上記の事業主は、移籍した従業員の当該期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していた旨証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を株式会社Bの事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Bにおける昭和46年11月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から6万8,000円とすることが妥当である。

一方、株式会社Bに係る適用事業所名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和46年11月1日であり、申立期間において適用事業所となっていないが、商業法人登記簿によると、同社は同年10

月1日から法人事業所であることが確認できる上、上記の事業主の証言等により5人以上の従業員が勤務していたことが認められることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Cは、保険料は納付していないと思われると回答している上、上述のとおり、事業主は、当該期間において厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしながら社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 東北（青森）国民年金 事案 1907

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年9月から50年5月までの期間及び平成2年1月から5年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年9月から50年5月まで  
② 平成2年1月から5年2月まで

国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付についての記憶は定かではないが、市役所から国民健康保険税と国民年金保険料の納付通知書が送られてきて全額納付したと思うので、申立期間①及び②を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間①及び②に係る国民年金被保険者資格の取得及び喪失に係る処理は、平成13年1月10日に行われていることが確認できることから、それ以前は、申立期間は国民年金に未加入の期間として取り扱われており、国民年金保険料の納付書は発行されず、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、A市では、申立人の国民年金の加入記録について、「国民年金資格の履歴によると、申立期間①及び②の資格取得の届出日が共に平成12年12月6日となっているところ、同年10月31日の資格取得の届出日も同年12月6日となっていることから、当該資格取得手続の際に過去の加入漏れが発覚し、遡って加入したことがうかがえ、それまでは申立期間①及び②は国民年金に未加入であったことから、国民年金保険料の納付書は作成されていなかった上、当該資格取得手続が行われた時点では、申立期間①及び②については、時効により保険料を納付することはできないため、納付書が送られることは無い。」旨回答している。

さらに、A市では、申立人の国民健康保険の加入記録について、申立期

間①における加入記録は無いが、申立期間②においては加入記録があると回答しているところ、申立期間②において国民健康保険には加入したが、国民年金には未加入であったことについて、同市では、「申立人は、平成2年1月24日に国民健康保険の資格を取得しているところ、加入理由は転入となっている。転入者で社会保険に加入していた場合は、社会保険離職証明書等の挙証書類を提出してもらい、国民健康保険及び国民年金の加入手続を行うが、前住所地からの転出証明書に年金番号の記載が無く、本人も年金手帳を所持していないような場合は、国民健康保険の加入手続のみを行い、国民年金の加入手続は必要書類が整った時点で行うこともある。」旨回答しており、国民年金と国民健康保険の加入手続は必ずしも同時に行われていたわけではなかったことがうかがえる。

加えて、申立期間①及び②当時、国民年金に加入した場合は、国民年金手帳記号番号が払い出されることになるが、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 6 月から同年 9 月頃まで  
② 昭和 39 年 9 月から同年 12 月頃まで

申立期間①について、私は、A 県 B 市 C 地区にあった D 業種の事業所で E 業務をしていた。会社名は定かではないが、「F」の商品を扱っていた。

申立期間②について、私は、A 県 B 市 G 地区にあった H 商品の販売店に住み込みで勤務し、I 業務をしていた。

申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A 県 B 市 C 地区にあった D 業種の事業所に勤務していたが、事業所名については定かではない旨述べているところ、申立人の記憶、申立期間当時、「F」の商品を扱っていた J 株式会社の後継事業所である K 株式会社の回答及び申立期間当時、J 株式会社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している者の証言から、申立人が勤務していたとする事業所は同社 L 事業所であると推認され、勤務期間の特定はできないものの、申立人は同社 L 事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、K 株式会社は、申立期間①当時の資料は無く、申立人の勤務実態については不明と回答していることから、申立期間①における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認できない。

また、J 株式会社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に

より、申立期間①に同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している者のうち所在が確認できた 24 人に照会を行ったところ、8 人から回答を得られたが、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について具体的な証言を得ることはできなかった。

さらに、J 株式会社に係る上記名簿により、申立期間①に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者を確認したが、申立人の氏名は見当たらない上、整理番号に欠番も無い。

加えて、申立人は、申立期間①に勤務していた事業所について、「株式会社Mだったかもしれない。」とも述べていることから、申立期間①当時、A 県内で厚生年金保険の適用事業所となっている株式会社M（所在地は、A 県L 市N 地区）の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、申立期間①に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者を確認したが、申立人の氏名は見当たらない上、整理番号に欠番も無い。

申立期間②について、申立人は、A 県B 市G 地区にあったH 商品の販売店に勤務していたと述べており、申立期間②当時、H 商品の販売店を会員としていたO 団体は、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できるところ、現在、同団体の厚生年金加入一覧表（手書き台帳）を保管しているP 団体の事務を代行している株式会社Q の担当者は、「以前、当社に勤務していた者から聞いた話では、O 団体で厚生年金保険を取り扱っていた当時は、H 商品の販売店の代表者等から加入依頼のあった者がO 団体において厚生年金保険及び健康保険に加入しており、同団体に所属する全ての者が必ずしも厚生年金保険に加入していたわけではない。」と回答している。

また、P 団体から提出されたO 団体に係る厚生年金加入一覧表によれば、申立期間②において厚生年金保険の被保険者資格を取得している者の中に申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

さらに、P 団体から提出されたH 商品の販売店の代表者に係る写真帳（昭和 41 年 12 月 R 社 S 部署作成）によれば、申立期間②当時、A 県B 市にH 商品の販売店のT 支店があり、代表者の氏名が確認できるが、オンライン記録によれば、当該代表者は既に死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない上、当該代表者は、申立期間②当時は国民年金の被保険者となっており、O 団体において厚生年金保険の被保険者資格を取得したのは申立期間より後であることが確認できる。

加えて、P 団体は、O 団体に係る厚生年金加入一覧表によれば、申立期間②において厚生年金保険の被保険者資格を取得している者の中にH 商品の販売店のT 支店の者は確認できない旨回答している。

また、O 団体に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、

申立期間②において厚生年金保険の被保険者資格を取得している者を確認したが、申立人の氏名は見当たらない上、整理番号に欠番も無い。

さらに、申立人から聴取しても同僚の氏名が不明であるため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について証言を得ることができない。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 東北（福島）厚生年金 事案 3544

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 3 月 5 日から同年 9 月 1 日まで

私は、申立期間において、A社B事業所C施設に臨時社員として雇用されていたが、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社が発行した在職証明及び同社の回答から、申立人は、申立期間において、同社C施設に臨時社員として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社は、「申立期間当時の関係資料は保存年限経過により提供できない。」旨回答していることから、申立期間における申立人の厚生年金保険料の控除を確認することはできない。

また、申立期間にA社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している13人のうち、所在が確認できた8人に照会したところ、回答があった7人のうち2人は、「A社では、臨時社員は厚生年金保険に加入させていなかった。」旨回答している上、そのうち1人は、「私は、臨時社員の時は厚生年金保険に加入しておらず、嘱託社員となった時から厚生年金保険に加入している。」旨回答している。

さらに、申立人のA社における雇用保険の被保険者記録は見当たらない上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間内に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者を確認したが、申立人の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらな

い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 東北（宮城）厚生年金 事案 3545

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日まで

A株式会社（現在は、B株式会社）から交付された辞令により、同社には昭和 46 年 5 月 31 日から勤務していたと思われるが、厚生年金保険の被保険者資格取得日は、同年 6 月 1 日になっているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻から提出された申立人に係る辞令及び申立人のA株式会社に係る雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、申立期間において、同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A株式会社の同僚に係る雇用保険及び厚生年金保険の加入記録によると、申立人と同様に、雇用保険の被保険者資格取得日は昭和 46 年 5 月 31 日であるが、厚生年金保険の被保険者資格取得日は同年 6 月 1 日となっている者が 4 人確認できる上、申立期間及びその前後に同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の雇用保険の被保険者記録を確認したところ、申立人と同様に、雇用保険の被保険者資格取得日より後に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者が複数名確認できることから、申立期間当時、同社では、必ずしも全ての者を雇用保険の加入と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなく、厚生年金保険への加入時期については区々であったことがうかがえる。

また、B株式会社では、申立期間における厚生年金保険に係る関係資料は無いと回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除

等について確認できない。

さらに、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における申立人の被保険者資格取得日はオンライン記録と一致しており、同原票の記録に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 東北（宮城）厚生年金 事案 3550

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 5 月 20 日から 53 年 11 月 1 日まで  
私の株式会社Aにおける厚生年金保険の被保険者資格喪失日は昭和 50 年 5 月 20 日となっているが、53 年 10 月 31 日まで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

商業法人登記簿によると、株式会社Aは平成8年6月1日に解散し、事業主は既に亡くなっている上、同社において取締役であった者のうち所在が確認できる一人に照会を行ったが回答が得られないことから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び給与からの厚生年金保険料控除等を確認することができない。

また、申立期間において株式会社Aにおける厚生年金保険被保険者であり、所在が確認できる 14 人（申立人が姓のみ記憶する同僚と同姓の 2 人を含む。）に照会を行ったところ、回答のあった 9 人のうち 3 人は、申立人を知っているが具体的な勤務期間等は不明としていることから、申立人の申立期間における勤務実態及び給与からの厚生年金保険料控除等について確認することができない。

さらに、株式会社Aに係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の資格喪失年月日は昭和 50 年 5 月 20 日と記録され、オンライン記録と一致している上、同被保険者名簿において当該記録が遡及して訂正されている等の不自然な箇所は見当たらない。

加えて、株式会社Aが加入していたB健康保険組合は、平成 26 年 4 月 1 日に解散していることから、申立人の同社における健康保険の加入期間を確認することができない。



このほか、申立人が申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 東北（岩手）厚生年金 事案 3551

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 2 月 16 日から 59 年 3 月頃まで  
申立期間について、私は、有限会社Aに取締役として勤務し、厚生年金保険料も控除されていたが、厚生年金保険被保険者記録が無いので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

有限会社Aに係る登記簿謄本及び申立人の雇用保険の被保険者記録から、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、有限会社Aは、昭和 57 年 6 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、既に解散しており、申立期間当時の代表取締役も亡くなっていることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の取扱い及び保険料控除について確認できない。

また、有限会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録によると、同社における厚生年金保険の被保険者は昭和 56 年 2 月 1 日に被保険者資格を取得した者が最後であり、その後に被保険者資格を取得した者は確認できない。

さらに、申立人は、有限会社Aが厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後も継続して勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたと主張しているが、同社において昭和 57 年 3 月 31 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した 13 人及び同年 6 月 30 日に被保険者資格を喪失した 3 人の計 16 人のうち、資格喪失日以降も雇用保険の被保険者記録が確認できる者が 9 人おり、このうち所在が確認できた 6 人に申立期間における厚生年金保険料控除等について照会したところ、回答があった 5 人のうち 4 人は当時のことを覚えていないと回答し、残る 1 人は同社において厚生年金保

険被保険者資格を喪失した後に勤務していた期間に係る給与から厚生年金保険料は控除されていなかったと回答している。

このほか、申立人が申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。